

審議会委員間の情報共有について

これまでの経緯

審議会の資料等について、初回(令和4年7月)審議会の際に、電子メール等で送付可能な方は人権共生課へメールしてほしいと伝えたところ、その時には1名のみメールがあった。その後、数名からメールにてご連絡をいただくことがあり、事務局として8名のメールアドレスを把握している。

前回(令和5年1月)審議会にて、「誰がどのような意見を持っているかわからない」「時間が足りず議論が不十分」という意見が一部の委員から出され、「審議会委員で情報共有や意見交換をする場を提供して欲しい」という要望となった。

審議会委員間の情報共有方法の課題

メーリングリストや SNS・電子掲示板等を利用して、委員間で情報を共有したいとの意見が出された。一方で「個人のメールアドレスの提出には抵抗がある」「そもそもメールや SNS 等をやっていない」といった意見もあり、全員の前提が揃っていない。

今後の方針について

委員間の情報共有については、共有したい情報がある場合には、事務局へ提出してもらい、会長が共有すべき内容と判断した場合にメール又は郵便にて共有を図ることとする。